

猟銃等所持許可に関する事務の郵送、代理人による手続の導入について

従来、直接、窓口にお越し頂いていた猟銃等講習会や技能講習の受講申込み、教習資格認定証や猟銃・空気銃所持許可証の新規交付等の事務について、平成26年10月1日から、申請者の希望により郵送、代理人による手続が可能になります。

【郵送手続開始日】

平成26年10月1日から

【郵送、代理人による手続が可能となる事務】

- 猟銃等講習会の受講の申込み
- 教習資格認定証の交付、猟銃用火薬類等の譲受けの許可の申請及び猟銃用火薬類等譲受許可証の交付
- 技能講習の受講の申込み
- 技能講習修了証明書の交付
- 猟銃・空気銃所持許可証の新規交付
- 講習修了証明書の書換え又は再交付の申請
- 教習資格認定証の書換え又は再交付の申請
- 技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請

【留意事項】

- ・ 郵送による手続に必要な費用は、申請者の負担となります。
- ・ 代理人による手続を行う場合には、委任状の提出が必要となります。また、代理人本人であることを確認するための書類（運転免許証、住民票の写し、旅券等）の提示が必要となります。
- ・ 代理人に委任できる手続は、上記に関する事務であり、各種申請書の記載等は、従来どおり、申請者本人が行わなければなりません。

【問合せ先】

詳しくは、佐賀県警察本部生活安全企画課
TEL 0952-24-1111（代表）

又は、住所地を管轄する警察署（生活安全課）
にお問い合わせください。

